

高度障害保険金のお支払いについて

このリーフレットは、高度障害保険金の「お支払いの対象となる高度障害状態」と「高度障害保険金の代表的な事例」について説明したものです。

請求書類のご準備の前にご確認ください

高度障害保険金のお支払い対象となる高度障害状態は、「身体障害者福祉法・国民年金法に定める状態」、「公的介護保険制度による要介護認定などの認定基準」とは異なります。

お支払いの対象となる高度障害状態について

お支払いの対象となる高度障害状態とは、責任開始期（加入日）または復活日以後の傷害または疾病により保険期間中に次の①～⑦のいずれかの状態になられ、回復の見込みのない場合をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

高度障害状態に該当していても、高度障害保険金をお支払いできない主な事例

- ◆ 「申込書兼告知書」にて告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ◆ 高度障害状態の原因となる傷病が責任開始期（加入日）より前に生じている場合
- ◆ 被保険者の故意による場合（自殺行為、自傷行為を含みます。）
- ◆ 戦争その他の変乱による場合（ただし、高度障害状態に該当した被保険者数の増加の程度に応じ、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。）
- ◆ 保険契約について詐欺行為がありご契約が取消しとなった場合
- ◆ 保険金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合
- ◆ 「保険契約者、被保険者または保険金・給付金もしくは年金の受取人が、暴力団などの反社会的勢力に該当すると認められるとき」などの重大事由でご契約が解除となった場合
- ◆ 定められた加入資格がなく、ご契約が無効となった場合
- ◆ ご請求内容についての照会・確認を拒まれたことにより、お支払いの可否が決定できない場合

※ 傷病により就業が不可能となるほどの障害状態になられた場合であっても、高度障害保険金のお支払い対象となる高度障害状態に該当しているとは限りません。

代表的な事例は次頁をご覧ください。

高度障害保険金の代表的な事例

※お支払いの対象かどうかは、ご提出いただきました診断書の内容などにより決定させていただきます。

事例 1 「① 両眼の視力を全く永久に失ったもの」の事例

お支払いの対象となる状態

両眼とも矯正視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合。
※視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。

お支払いできない事例

視野狭さく(視野がせまくなってしまう状態)および、眼瞼下垂(筋力の低下により上まぶたが垂れ下がって目がよく開かない状態)による視力障害の場合。

視力を失ったものとはみなされないため、お支払いできません。

事例 2 「② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」の事例

お支払いの対象となる状態

- 【言語の機能を全く永久に失ったもの】とは、次の3つの場合をいいます。
 - イ. 語音構成機能障害で、口唇音(バ行 パ行 マ行等)、歯唇音(シ・シュ等)、口蓋音(ヤ行 カ行等)、こう頭音(ハ行等)の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合。
 - ロ. 脳言語中枢の損傷による失語症で音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合。
 - ハ. 声帯全部の摘出により発音が不能な場合。
- 【そしゃくの機能を全く永久に失ったもの】とは、流動食(「かゆ食」は含まれません)しか摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

お支払いできない事例

脳出血の後遺症により、言語機能が不自由な状態にあるが、単語の発語により意志の疎通が可能な場合。

音声言語による意志の疎通が不自由ながらも、音声言語による意志の疎通が可能なため、お支払いできません。

事例 ③

「③ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」の事例

お支払いの対象となる状態

【常に介護を要するもの】とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

※特別の器具を使用して自力でできる場合はお支払いの対象となりません。

お支払いできない事例

「^{のうこうそく}脳梗塞」の後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排便・排尿の後始末、歩行については、いずれもが常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行うことができる場合。

いずれもが自分ではできない状態ではないため、お支払いできません。

お支払いできない事例

腎臓病による人工透析を受けている。
心臓病により心臓ペースメーカーを埋め込まれている。
肺高血圧症による在宅酸素療法を受けている。

「終身常に介護を要する」状態ではないため、お支払いできません。

※身体障害者福祉法などに定める障害等級1級と認定された場合でも「終身常に介護を要する」状態でなければ、高度障害状態には該当しません。

事例 ④

- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの」の事例

部位の例示



お支払いの対象となる状態

【用を全く永久に失ったもの】とは、次のいずれかの状態で完全にその運動機能を失い、回復の見込みのないことをいいます。

イ. 上・下肢の完全運動麻ひ

ロ. 上・下肢におけるそれぞれの3大関節（上肢においては肩関節・ひじ関節および手関節。下肢においては^{またかんせつ}股関節・ひざ関節および足関節）の完全強直

お支払いできない事例

脳出血の後遺症により左半身麻ひの状態にあるが、右半身は正常である場合。

お支払いの対象となる高度障害状態の④～⑦のいずれにも該当しないため、お支払いできません。

※【〇〇以上で失った】とは、「切断」により失うことをいいます。再接合した場合は該当しません。

事例 5 「責任開始期(加入日)」に関する事例

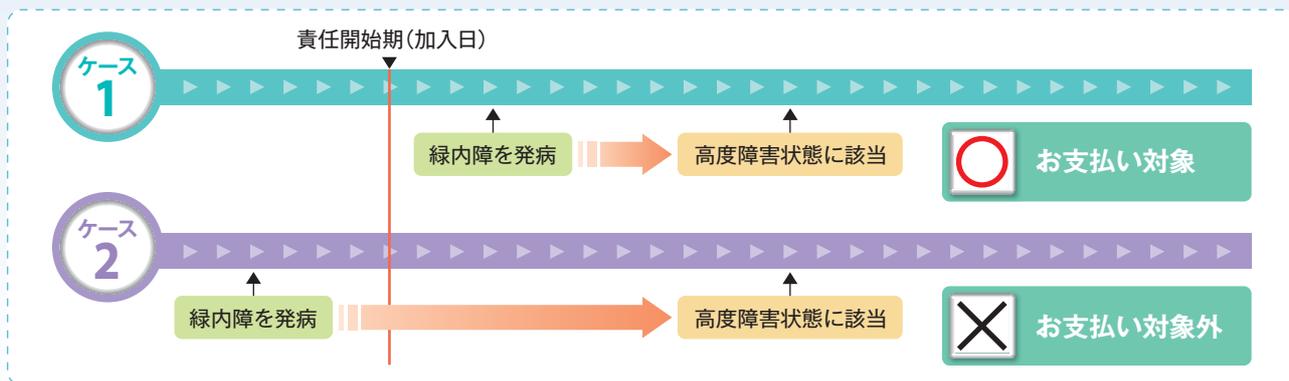
高度障害状態の原因となる傷病が責任開始期(加入日)より前にすでに生じている場合には、高度障害保険金はお支払いできません。

ただし、責任開始期(加入日)より前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期(加入日)以降に新たに発生した傷病(責任開始期より前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷病と因果関係のない傷病に限ります)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態となった場合は、お支払いの対象となります。

お支払いできない事例

責任開始期(加入日)より前に緑内障を発病。責任開始期(加入日)以後に悪化し、両眼失明の状態となった場合。

緑内障が責任開始期(加入日)より前に発病しているため、お支払いできません。



事例 6 「障害状態と回復の見込み」に関する事例

高度障害保険金は、障害状態の回復の見込みがないことがお支払いの要件となります。

高度障害保険金のお支払対象となる障害状態とは、身体の部位を「失った」、機能または用を「全く永久に失った」、または「終身常に介護を要する」状態であり、かつ障害状態が回復の見込みのないことを指します。障害状態が回復の見込みがある場合は、お支払いできません。

診断書をご用意いただく前に、主治医に回復の見込みについてご確認をお願いいたします。

お支払いできない事例

もうまくはくり きょうせい
網膜剥離で左右の矯正視力とも0.02以下になったが、回復の見込みがあつて治療を続けている場合。

「両眼の視力を全く永久に失った」(回復の見込みがない)状態に該当しないため、お支払いできません。

※その後回復の見込みがない状態に該当すればお支払いいたします。

※現在、高度障害状態に該当しない場合でも、その後の病状の進行により、お支払事由に該当する場合があります。その場合は、あらためてご請求願います。

ご請求手続きについて

STEP 1

請求書類のご提出

請求書の他に当社所定の診断書・戸籍謄本などを企業・団体の保険事務ご担当者にご提出ください。

STEP 2

支払査定

ご提出いただいた書類を確認し、ご加入商品の約款にしたがって保険金をお支払いいたします。

※提出された書類でお支払いの判断ができない場合は、詳細を確認させていただく場合があります。

※ご契約の約款の規定により、保険金をお支払いできない場合があります。その場合、お支払いをできない理由を書面にてご説明いたします。

※保険金をお支払いできなかった場合かつ当社所定の要件を満たす場合には、診断書原本のご提出1通につき所定の金額をお支払いします。

STEP 3

お支払内容ご確認

お受取人に、お支払内容やお支払金額を記載したご通知を郵送いたしますので、内容をご確認ください。